

平成25年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	26,282 戸
(2) 総 給 水 量	8,443,623 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	23,133 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	177,561 千円
(ロ) 上水道拡張工事	634,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,471,874 千円
第1項 営業収益	1,462,674 千円
第2項 営業外収益	9,197 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,471,140 千円
第1項 営業費用	1,383,937 千円
第2項 営業外費用	84,399 千円
第3項 特別損失	804 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 949,622千円は過年度分損益勘定留保資金949,622千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	224,237 千円
第1項 国庫支出金	500 千円
第2項 負担金	17,301 千円
第3項 繰入金	14,852 千円
第4項 出資金	95,500 千円
第5項 補償金	96,080 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,173,859 千円
第1項 建設改良費	221,493 千円
第2項 拡張費	786,763 千円
第3項 企業債償還金	164,603 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
電気設備更新工事	平成26年度	194,039

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 243,088 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50,116千円と定める。

平成25年2月25日 提出

橋本市長 木下善之